

きょうとふ きんきゅうじたい とく
京都府の 緊急事態の 取り組み

ねん がつ にち
2021年8月17日

きょうとふ
京都府

きょうとふ きんきゅうじたい と く ないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

I ちいき きょうとふ
地域 京都府

II きかん ねん がつ にち がつ にち
期間 2021年8月20日～9月12日

III ねが
願いますこと

1. できるだけ 家^{いえ}に いてください

2. イベント^{いべんと}などを しないでください

3. みせ たてもの あ じかん みじか し
店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ

4. しごと い かいしゃ みせ ひと ねが
仕事へ 行くこと など 会社や お店をしている人への お願い

5. でんしゃ ばす かいしゃ ねが
電車や バスなどの 会社への お願い

Ⅲ お願いすること

1 できるだけ家にいてください

(国の法律(特措法第45条第1項)に合わせたお願い)

- ・ 新型コロナウイルスになる人が増えています。混んでいる場所へ出かけることを半分に減らしてください。
- ・ 特に午後8時から急ぐ用事がないときはできるだけ家にいてください。
- ・ 家族や友達など少ない人数で混んでいる場所や時間を避けて行動してください。
- ・ 次の(1)～(3)の店には行かないでください。
 - (1) 新型コロナウイルスにならないためにすることがしっかりと守られていない店など
 - (2) 店を閉めるお願い
 - (3) 開けている時間を短くするお願いが守られていない店など
- ・ 急ぐ用事がないときはできるだけ他の都道府県へ家族や友達に会いに行ったり旅行などはしないでください。
- ・ 新型コロナウイルスの病気になっている人が多い地域には行かないでください。
- ・ 路上・公園などで皆で集まってお酒を飲むことなど新型コロナウイルスにうつる可能性が高いことはしないでください。

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律 (特措法第24条第9項) に 合わせた お願い)

- ・ びょういん とし ひと せ わ す ばしょ あ い
病院や 年をとった人が 世話を してもらいながら 住む 場所などに 会いに 行くことは
しないでください。
- ・ ねつ ひと かいしゃ がっこう い
熱がある人は 会社や 学校などへ 行かないでください。
- ・ わくちん せっしゅ わくちん ちゅうしゃ かんけい つづ ますく て
ワクチン接種<=ワクチンの 注射を すること>したことに 関係なく 続けて マスクをする・手
を洗う・消毒などを してください。
- ・ いっしょ す ひと しんがたころ なう いる す びょうき のうこうせっしよく かのうせい あ
一緒に 住んでいる 人が 新型コロナウイルスの 病気になり 濃厚接触の 可能性が あ
るときは ぜんいん かかん いえ
全員が 14日間 家にいて ください。
- ・ でんしゃ ばす なか かいわ
電車や バスの 中では 会話をしないで ください。
- ・ はたら ひと からだ ちょうし わる やす びょうき ひろ
働いている人が 身体の 調子の 悪い ときは 休んでください。 病気が 広
がらないように かいしゃ みせ ひと き
会社や お店をしている人は 気をつけて ください。

2 イベントなどをしないでください

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう
【国の法律（特措法第24条第9項）】

いべんと ひと たてもの みせ かんり ひと いか ないよう まも
イベントをする人や建物や店を管理する人は以下の内容を守ってください。

にんずう じょうげん
【人数の上限】 5,000人以下

しゅう よう りつ しゅうようていいん い か しゅうようていいん
【収容率】 収容定員の50%以下 収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>

しゅうようていいん き ばあい ひと ひと きより
収容定員が決められていない場合は人と人との距離（1m）を
じゅうぶん
十分に ってください

みせ あ じかん じ
【店などを開けてもよい時間】 21時まで

3 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ

(1) 飲食店<=飲んだり 食べたり する店>へのお願い（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

対象となる 店や建物	店や建物の説明	お願いする内容
飲食店など	<p>【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持つて帰るは制限がありません）</p> <p>【遊興施設】カラオケボックス※などで食品衛生法の許可がある店</p> <p>【カラオケ】カラオケができる店（食品衛生法の許可がない店を含む）</p>	<p>お酒を出したり（お店を利用する人がお酒などを店へ持ってくることもしないでください。）またはカラオケのある時</p> <p>お酒を出さないカラオケのない時</p> <p>店や建物を開ける時間を短くしてください。（午前5時～午後8時）</p>

※泊まる人が多いインターネットカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を願いません。ただし店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内することやお酒を出すことカラオケはやめてください。

【店や建物を開けるためにお願いすること】

（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

- ・働いている人ができるだけ検査を受けるようにしてください
- ・店や建物にきた人がひとつの場所に集まらないように案内し熱や咳などがある人は店や建物に入ることができないようにするか建物から出してもらうようにする

- ・手や指の消毒ができるようにしたり 店や建物の消毒をする
- ・マスクを着けたり 他の病気を防ぐための方法を来る人に知らせる
- ・正しい理由がないのに マスクを着けていない人は 入ることができないようにする
- ・部屋や建物の中の空気を入れ換える
- ・アクリル板を置いたり 人と人との間を広くして 飛沫感染 < =会話や咳やくしゃみをする と 口から細かいつばや鼻水などが飛びます。これを飛沫と言います。ウイルスの 入った飛沫が 目・鼻・喉から 入って 感染することが 飛沫感染です。 > を防ぐ
(国の法律(特措法24条第9項)に合わせたもの)
- ・CO2を測る機械を置いたり 業種別ガイドライン < =仕事の種類によって決められているルール > をしっかり守る
(国の法律(特措法)以外でのお願い)
- ・病気を広げない 取り組みをしていることを お店のホームページなどを使って みなさんに知らせてください。

(2) 飲食店< =飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

① 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること。

(国の法律 (特措法第45条第2項))

・1,000 m²より 広い 大規模商業施設では 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内してください。

(国の法律 (特措法第24条第9項))

・百貨店の 地下で 食べ物等を 売っている人は 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内してください。

・1,000 m²までの 店や 建物では 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内してください。

・業種別ガイドライン< =仕事の種類によって 決められている ルール>をしっかりと守ってください

・熱や 咳などがある人は 店や 建物に 入ることが できないようにしてください。

・商業施設は 土日に 人が 集まる イベント等を行わないでください。

びょうき ひろ と く
 ・病気を 広げない 取り組みを していることを お店のホームページなどを 使って みなさんに
 し
 知らせて ください。

しょうぎょうし せつ など
 ② 商業施設等

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容	
		1,000㎡より 広い	1,000㎡まで
① 商業施設	だいきほこうりてん ひゃっかてん しょっぴんぐせんたー 大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター・ すーぱー スーパーなど	くに ほうりつ とくそほうだい (国の法律 (特措法第 24条 第9項))	くに ほうりつ いがい (国の法律 以外での お ねが 願い)
② 遊戯施設 〈 = 遊ぶところ〉	まーじゃんてん ぱちんこてん げーむせんたー マージャン店・パチンコ店・ゲームセンターなど	・お店を 開ける 時間 を 短くします (午前5 時から午後8時まで)	・お店を 開ける 時間を 短くします (午前5時 から午後8時まで) (ただ し、生活に 必要な物を 売っている 店や 生活に 必要なサービスを して いるところは 含みませ ん)
③ 遊興施設〈 = 遊ぶところ〉	こしつびでおてん らいぶ、はうす しゃてきじょう けいば 個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬の ちけつとうりば チケット売り場など	・ただし、生活に 必要 な物を 売っている 店 や 生活に 必要な サービスをしていると ころは 含みません	
④ サービスを提供する店 (生活に 必要な サービス は 含みません)	すーぱーせんとう ねいるさろん えすてさろん スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・ りらくぜーしょんなど リラクゼーションなど		

飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

③ イベントと同じ内容の お願いをする店や 建物(建物の 大きさに 関係なく するお願い)

対象となる 店や建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容
① 劇場・映画館など	劇場・観覧場・演芸場・映画館・ プラネタリウム・ライブハウス など	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは 5,000人まで 収容率*50%の どちらも 守ること ・収容率<=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>
② 集会・展示施設※	集会場・公会堂・展示場・貸会議室・ 文化会館・多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を 開ける 時間を 午後9時までに します ただし、イベントをする 以外の 時は
③ ホテル・旅館※	ホテル・旅館(人の 集まる 場合 対して です。泊まる 部屋は 制限 しません。)	<ul style="list-style-type: none"> 1,000 m²より 広い ときは お店を 開ける 時間を 午後8時までに します 1,000 m²までの ときは お店を 開ける 時間を 午後8時までに することを お願いします ・オンライン配信の場合は、店を 開ける 時間を 短くする 必要は ありません
④ 運動施設・遊技施設	体育館・スケート場・水泳場・屋内 テニスコート・柔道や剣道をするところ・ ボウリング場・スポーツジムホットヨガ・ ヨガスタジオ・野球場・ゴルフ場・陸上 競技場・屋外テニスコート・ゴルフ 練習場・バッティング練習場・ テーマパーク・遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に 入ることが できる人数は 5,000人まで 収容率50%の どちらも 守ること 1000 m²より 広い ときは お店を 開ける 時間を 午後8時までに します 1000 m²までの ときは お店を 開ける 時間を 午後8時までに します ただし、イベントをする 時は お店を 開ける 時間を 午後9時までに することを お願いします ・オンライン配信の場合は、店を 開ける 時間を 短くする 必要は ありません
⑤ 博物館 など	博物館、美術館 など	

<p>けっこんしきじょう ⑥ 結婚式場</p>	<p>けっこんしきじょう 結婚式場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お酒を出したりカラオケをやめてください。(国の法律(特措法第45条第2項)) ・開けている時間を短くしてください。(午前5時～午後8時)(国の法律(特措法第45条第2項)) ・1時間30分までで終わってください ・参加できる人数は50人までか建物に入れる人数の割合は50%まででしてください
<p>そうさいじょう ⑦ 葬祭場</p>	<p>そうさいじょう 葬祭場</p>	<p>(国の法律以外でのお願い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お酒などをださないでください

きょうとふ たてもの
(京都府の建物について)

きょうとふ たてもの こうえん だれ い できる ところは し 閉めます。(同じ場所にある ちゅうしゃじょう も 閉めます。)ただし することが きまっている イベントは おこな 行います。

いんしょくてん の た みせ いが い ねが くに ほりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
 飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(3) その他

たいしょう 対象となる 店や 建物	みせ たてもの せつめい 店や 建物の 説明	ねが ないよう お願いする 内容
①社会福祉施設など	ほいくしょ かいごろうじんふくししせつ 保育所・介護老人福祉施設など	・しっかりと びょうき 病気にならないように すること
②学校・大学・学習塾など	ようちえん しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつしえんがっこう 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・ だいがく せんしゅうがっこう かくしゅがっこう きょういく おこな 大学・専修学校・各種学校などの 教育を 行うところ・ じどうしゃきょうしゅうじょ がくしゅうじゅく 自動車教習所・学習塾など	・クラブ活動を やめてください。 ・オンラインを 使って ください。 ・学校での 教育を するために しっかりと かんせん ふせ べつし き 感染を 防ぐ。別紙1に 気をつける。
③図書館	としょかん 図書館	くに ほりつ いが い ねが (国の法律 以外での お願い) きた人が ひとつの 場所に 集まらない ように する。
④物を 売っている店	すーぱー コンビニ がそりんすたんど など スーパー コンビニ ガソリンスタンド など	しっかりと かんせん ふせ 感染を 防ぐ。
⑤サービスを 提供している 店 (生活に必要なサービスを している店)	せいかつ ひつよう さーびす 生活に必要なサービスを している店 (理容室<=美容院な ど 髪の毛を 切るところ>・せんとう ふるや かしいしょうや ふどう 産屋・質屋・獣医・クリーニング・冠婚葬祭・ごみ処理 かんけい 関係など)	・来た人が ひとつの 場所に集まらない ように する。 ・お酒を 出さない。カラオケを やめる。

※ びょうき ひろ
病気を 広げないように してください。(業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>をしっかりと 守ってください)

4 仕事へ行くことなど

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条 第9項に 合わせた お願い))

・ 仕事は できるだけ テレワーク<=インターネット>を 使って 家などで 仕事を すること>
を してください。

できるだけ 休みを 取って「会社へ 行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を
目標に します。

・ どうしても しないと いけない 仕事 以外は 午後8時から 仕事を しないで ください。

・ 会社へ 行って 仕事を するときでも 会社が 決めた日・時間・自転車などで 行くようにし
て しっかりと 会社で 病気が 広がらないように してください。

・ 会社で 病気が 広がらないように してください。(部屋の 空気を入れ換えること。仕事で
外出することを 減らすために テレビ会議を 利用すること。働く人が 寮などの たくさ
んの人數で 生活する 場所で 病気が 広がらないように すること。)
「三つの密」(<=部屋
の窓や ドアが 閉まっています。たくさんの 人が 1つの 場所に います。人と 近くで

はな びょうき かのうせい たか など こうどう
話します。>) や 病気になる 可能性が 高い「*5つの とき」等をしないように 行動して
ください。

かいしゃ なか しごと へ や きゅうけい へ や ふく き が へ や
・ 会社の中で 仕事をする 部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を 着替える部屋などで
も 病気が 広がらないように 気をつけてください。

かいしゃ みせ ぎょうしゅべつ が い ど ら い ん しごと しゅるい き る ー る まも
・ 会社や お店などで 業種別ガイドライン< =仕事の種類に よって 決められている ルール>を守って
ください。

かいしゃ はたら ひと いえ しごと しごと い じかん い
・ 会社で 働く人が 家で仕事をしたり 仕事に行く 時間を ずらしたりしたい と言ったら で
きるだけ そのお願いを 聞いてください。(病気が ひどくなる 可能性のある 人や 妊娠し
ている人や 一緒に住む人に そのような人が いる人)

*5つのとき

あたら ころ なう いる す びょうき 新しい コロナウイルスの 病気に なりやすい「5つの とき」

場面① お酒を 飲みながら 話をしたり ご飯を 食べたり するとき

- お酒を 飲むと 病気に ならないように 気をつけ ることが できなくなったり 大きな声で 話したり しやすいです。
- 狭くて 外の 空気が 入らない 場所に 長い時間 いたり たくさんの 人と 一緒に いたり すると 病気に なりやすいです。
- また 他の 人と 同じ グラスで 飲み物を 飲んだり 他の 人と 同じ 箸を 使っ たり することでも 病気に なりやすいです。



場面② たくさんの 人が 集まったり 長い 時間になっ たりして 飲んだり 食べたり するとき

他の 人と 食事を するときは 次の ことに 気をつけて ください。

- 少ない 人数で 食事を してください。
- 短い 時間で 食事を してください。
- 多い 人数で 飲んだり 食べたり すると 話すと きに 大きな声に なったり つばが 飛んだり する ことで 病気に なりやすいです。
- お酒を 飲むとき 行く お店は 1日に ひとつ だけ に してください。



場面③ マスクを つけ ないで 話を するとき

- マスクを つけ ないで 他の 人と 近くで 話を し たり 飲んだり すると つばが 飛ぶこと で 病気に なりやすいです。
- 他の 人と 一緒に 車や バスに 乗るときも マスクを つけて ください。



場面④ 狭い ところで 他の 人と 一緒に 住んで いるとき

- 狭い ところで 長い時間 一緒に いると 病気に なりやすいです。
- 寮<← 同じ 学校に 行っている 人や 同じ 会社 で 仕事を している 人が 一緒に 住む ところ>の 部屋や トイレなど みんなで 使う ところ に いるときは 病気に なりやすいので 気をつ けて ください。



場面⑤ ある ところから 他の ところ に 行ったとき

- 仕事の 間の 休憩<← 少しい 間 休むこと>の 時間になっ たときに 仕事を している ところから 他の ところ に 行く と 病気に なりやすいです。
- 休憩室<← 少しい 間 休む 部屋>喫煙所<← たばこ を 吸う ところ>更衣室<← 服を 着替える ところ >などに 行くときは 気をつ けて ください。



5 電車やバスなどへのお願い

(国の法律(特措法 以外の お願い))

・地下鉄やバスなどの会社を している人は (1)～(2)に 協力して ください。

(1) 一日で 最後に 出発する 電車の 時間を 早く すること

(2) ターミナル<=バスなどが たくさん 集まる ところ>で 検温<=熱を 測ること>を すること

・会社や 店を している人は 建物の 外の ライトを 夜のあいだ 消して ください。
(安全の ための ライトは 含みません)

さんこう きんきゅうじたい と く
(参考) 緊急事態の 取り組みについて

きょうとふ す ひと かいしゃ みせ ひと といあわ
京都府に 住む人や 会社や 店を している 人からの 問合せ

といあわ さき きょうとふ しんがたころ なう いるす がいどらいんとう こーるせんたー
【問合せ先】 京都府 新型コロナウイルス ガイドライン等 コールセンター

でんわばんごう にほんご
【電話番号】 075-414-5907 日本語だけ

じかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ
【時間】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

だいがく こうとうがっこう ちゅうがっこう ねが
大学・高等学校・中学校などへの お願い

別紙（べっし）1

だいがく ねが
大学などへの お願い

くに ほくりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ だいがく おんらいん じゅぎょう おこな がっこう く がくせい かず い か
大学などで できるだけオンライン授業を 行って ください。学校に 来る 学生の数を 50%以下に してください。
- ・ だいがく がいどらいん しっかり まも だいがく がいどらいん まも かがい くらぶ
大学ガイドラインを しっかり 守ってください。大学は ガイドラインを 守ることができる 課外(クラブ・
さーくる かつどう きよか だ
サークル) 活動に 許可を 出して ください。 また、ほかの 都道府県へ 行くことは 中止か 延期して しっかり
と びょうき ひろ
病気を 広めない ように してください。 できないときは 病気を 広げない 取り組みを しているか どうか
る ー る かくにん い まえ けんさ いんせい びょうき かくにん
ルールを よく確認して 行く前に PCR検査をして 陰性<=病気でないこと>を 確認して ください。
- ・ きょうとふ くに だいがく しんがた ころな うい り すも に たりん ぐけんさ きょうりよく
京都府と 国は 大学で 新型コロナウイルスモニタリング検査などを します。 協力して ください。
- ・ だいがく じゅぎょう かがい かつどう まえ あと た の
大学などの 授業や 課外活動の 前や 後などに みんなで 食べたり 飲んだり しないで ください。(「きょうと
まな ー まも
マナー」を守ること)
- ・ がくせいりょう びょうき ひろ
学生寮で しっかりと 病気を 広めないことを してください。
- ・ がくせい つぎ こうどう
学生が 次の行動を しないように してください。
 - ・ ごご じ から れ す とらん い
午後8時から レストランなどに 行かないで ください。
 - ・ くらぶ や さーくる など みんなで た の
クラブや サークルなどで みんなで 食べたり 飲んだり しないこと。
 - ・ たくさん の 人数で 行動したり ともだち いえ と あつ
たくさんの人数で 行動したり 友達の家で 泊まったり 集まらないこと。
- ・ た の
食べたり 飲んだり するときも ますく はず かいわ
食べたり 飲んだり するときも マスクを外して 会話しないこと。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ねが
中学校・高等学校などへの お願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ 学校に 行く時間を 電車や バスが 混まない時間に 変えて ください。また、学校から 家に 帰るときに 混まないように 1つの 授業時間を 短くして ください。このような方法で それぞれの 学校の 状況を 考えて 学校へ 行ったり 家へ 帰ったり するときの 密を 避けて ください。
- ・ 中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 下の1~4を 守って 病気を 広げないように してください。
 - 1 同じ学校の 生徒だけで 活動すること。
 - 2 学校の中だけで 活動すること。
 - 3 活動時間は 2時間以内にすること。
 - 4 泊まらないこと。
- ・ 大きな大会 (全国大会・近畿大会など) につながり 病気を 広げない 取り組みを している 大会や 発表会などへ 参加するときは ルールを よく確認して 参加して ください。

別紙(べっし)2

府民(ふみん)のみなさまが利用(りよう)する府(ふ)の施設(しせつ)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
京都府庁(きょうとふちょう) 旧本館(きゅうほんかん)	京都市(きょうとし)
京都府庁(きょうとふちょう) NPO(えぬぴーおー)パートナーシップセンター(ぱーとなーしっぷせんたー)	京都市(きょうとし)
京都府(きょうとふ)外国人住民総合相談窓口(がいこくじんじゅんみんそうごうそうだんまどぐち)	京都市(きょうとし)
京(きょう)てらす(京都府庁(きょうとふちょう)第2号館(だいにごうかん)屋上緑化施設(おくじょうりょっかしせつ)及(およ)び太陽光発電施設(たいようこうはつでんしせつ))	京都市(きょうとし)
府立植物園(ふりつしょくぶつえん)	京都市(きょうとし)
鴨川公園(かもがわこうえん)	京都市(きょうとし)
嵐山東公園(あらしやまひがしこうえん)	京都市(きょうとし)
伏見港公園(ふしみこうこうえん)	京都市(きょうとし)
羽束師運動広場(はずかしうんどうこうえん)	京都市(きょうとし)
久我西多目的広場(こがにししたもくてきひろば)	京都市(きょうとし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
桂川運動公園(かつらがわうんどうこうえん)	京都市(きょうとし)
府立体育館(ふりつたいいくかん)	京都市(きょうとし)
京都(きょうと)テルサ(てるさ)	京都市(きょうとし)
京都(きょうと)パルスプラザ(ぱるすぷらざ)	京都市(きょうとし)
京都経済(きょうとけいざい)センター(せんたー)	京都市(きょうとし)
京(きょう)の食文化(しょくぶんか)ミュージアム(みゅーじあむ)・あじわい館(かん)	京都市(きょうとし)
京都学(きょうとがく)・歴彩館(れきさいかん)	京都市(きょうとし)
堂本印象美術館(どうもといんしょうびじゅつかん)	京都市(きょうとし)
京都文化博物館(きょうとぶんかはくぶつかん)	京都市(きょうとし)
陶板名画(とうばんめいが)の庭(にわ)	京都市(きょうとし)
文化芸術会館(ぶんかげいじゅつかいかん)	京都市(きょうとし)
府民ホール(ふみんほーる)(アルティ(あるてい))	京都市(きょうとし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
art space co-jin(アールスペース・コージン(あーとすぺーす・こーじん))	京都市(きょうとし)
京都府立(きょうとふりつ)総合社会福祉会館(そうごうしゃかいふくしかいかん)(ハートピア(はーとぴあ)京都(きょうと))	京都市(きょうとし)
視力障害者福祉(しりょくしょうがいしゃふくし)センター(せんたー)	京都市(きょうとし)
ぶらり嵐山(あらしやま)	京都市(きょうとし)
ハートプラザ(はーとぷらざ)KYOTO三条(さんじょう)	京都市(きょうとし)
京都動物愛護(きょうとどうぶつあいご)センター(せんたー)	京都市(きょうとし)
ゼミナールハウス(ぜみなーるはうす)	京都市(きょうとし)
中丹勤労者福祉会館(ちゅうたんきんろうしゃふくしかいかん)	福知山市(ふくちやまし)
京都舞鶴港(きょうとまいづるこう)うみとびら	舞鶴市(まいづるし)
中丹文化会館(ちゅうたんぶんかかいかん)	綾部市(あやべし)
山城総合運動公園(やましろうそうごううんどうこうえん)	宇治市(うじし)
城南勤労者福祉会館(じょうなんきんろうしゃふくしかいかん)	宇治市(うじし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
京都府立(きょうとふりつ)青少年海洋センター(せいしょうねんかいようせんたー)	宮津市(みやづし)
府立(ふりつ)丹後郷土資料館(たんごきょうどしりょうかん)	宮津市(みやづし)
府立(ふりつ)丹後(たんご)海(うみ)と星(ほし)の見(み)える丘(おか)公園(こうえん)	宮津市(みやづし)
サンガスタジアム(さんがすたじあむ) by KYOCERA	亀岡市(かめおかし)
サンアビリティーズ(さんあびりていーず)城陽(じょうよう)(京都府立(きょうとふりつ)心身障害者福祉(しんしんしょうがいしゃふくし)センター(せんたー)体育館(たいいくかん))	城陽市(じょうようし)
木津川運動公園(きづがわうんどうこうえん)	城陽市(じょうようし)
木津川河川敷運動広場(きづがわかせんじきうんどうひろば)	京都市(きょうとし)
洛西浄化(らくさいじょうか)センター(せんたー)公園(こうえん)	長岡京市 (ながおかきょうし)
長岡京記念文化会館(ながおかきょうきねんぶんかかいかん)	長岡京市 (ながおかきょうし)
丹後王国(たんごおうこく)「食(しょく)のみやこ」	京丹後市 (きょうたんごし)
碓高原牧場(いかりこうげんぼくじょう)「ふれあい広場(ひろば)」	京丹後市 (きょうたんごし)
丹後文化会館(たんごぶんかかいかん)	京丹後市 (きょうたんごし)
丹後勤労者福祉会館(たんごきんろうしゃふくしかいかん)	京丹後市 (きょうたんごし)

施設(しせつ)の 名前(なまえ)	ところ
STIHL(スチール)の森(もり)京都(きょうと)(府民(ふみん)の森(もり))	南丹市(なんたんし)
府立(ふりつ)るり溪(けい)少年自然(しょうねんしぜん)の家(いえ)	南丹市(なんたんし)
京都丹波高原(きょうとたんばこうげん)国定公園(こくていこうえん)ビジターセンター(びじたーせんたー)	南丹市(なんたんし)
口丹波勤労者福祉会館(くちたんばきんろうしゃふくしかいかん)	南丹市(なんたんし)
府立(ふりつ)山城郷土資料館(やましろきょうどしりょうかん)	木津川市(きづがわし)
府民(ふみん)スポーツ(すぽーつ)広場(ひろば)	久御山町 (くみやまちょう)
山城勤労者福祉会館(やましろきんろうしゃふくしかいかん)	井手町(いでちょう)
けいはんなホール(ほーる)	精華町(せいかちょう)
けいはんな記念公園(きねんこうえん)	精華町(せいかちょう)
丹波自然運動公園(たんばしぜんうんどうこうえん)	京丹波町 (きょうたんばちょう)